

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第172号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年12月2日 05時30分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市 <sup>いづはら</sup> 厳原港 厳原港外防波堤灯台から真方位333°600m付近 (概位 北緯34°12.0′ 東経129°17.4′)	
事故等調査の経過	平成23年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十五大 <sup>たいゆう</sup> 祐丸、335トン	
船舶番号、船舶所有者等	131438、大祐漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、船長が、本船よりも大型の貨物船が厳原港の中矢来物揚場岸壁に離着岸していたので、干潮時に離岸したところ、平成23年12月2日05時30分ごろ同岸壁付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、満潮を待つて自力で離礁し、航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約70cm	
その他の事項	船長は、ふだん海図に記載されていない浅所に注意し、満潮時に出入港するようにしていた。 本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.2mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、厳原港の中矢来物揚場岸壁付近で離岸作業中、船長が干潮時に離岸したことから、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、厳原港の中矢来物揚場岸壁付近で離岸作業中、船長が干潮時に離岸したため、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	